

7 小 産 第 3139 号
令 和 7 年 12 月 9 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小野町長 村上 昭正

| | |
|-------------------|---------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 小野町 (07522) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 吉野辺地区 (吉野辺) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年11月28日 (第3回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内全体で、後継ぎがいない者及び後継ぎが不明のものが8割おり、今後の農業経営について、規模縮小や離農を考えているものが4割存在している状況にある。また当地区の規模縮小などの意向面積は24.9haとなっており、今後農業者の高齢化や減少等による耕作放棄地の増加が懸念されることから、当該地区内の持続的な農業の発展を図るために地区内農地の集積・集約化による作業効率の上昇や新規就農者の参入、担い手の創出等を推進していく必要がある。また、地区の中央に位置する吉野辺川(準用河川)の反乱や大雨時の越水による農地への被害が頻発し、営農意欲の低下が進行している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区の主要作物である水稻及び野菜については、地区の担い手への農地集積・集約化を進めることで農作業の効率化を図り、さらなる栽培面積の拡大に取り組むとともに、遊休農地の発生を未然に防止し地区の農地を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|----------|
| 区域内の農用地等面積 | 121.5 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 121.5 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農用地等を、農業上の利用が行われる区域として保全・管理に努めていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

地区の担い手を中心として農地の集積・集約化を推進するとともに、団地面積の拡大について農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて推進していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地区全体の農地を農地バンクを通じて貸し付けていく、担い手の経営意向を踏まえて無理のない範囲で、段階的に農地集積・集約化を図っていく。その際は、農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整を行うことで、農地所有者の貸付意向時期についても配慮していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

今後基盤整備事業を実施することで、農作業条件の向上を図り、担い手である認定農業者等による農地利用・流動化を促進していく。詳細については今後地区の担い手や農業委員及び農地利用最適化推進委員と検討していく予定。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農業普及所、市町村、農業協同組合と担い手及び地元住民が連携を図り、地域内外で開催される新規就農相談会等へ積極的に参加することで、新たな担い手の創出・育成の達成に尽力するとともに、農作物の栽培技術の周知、農地のあっせん等を定期的に行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地区内における農作業効率を向上させるため、水稻や野菜の病害虫防除作業等は農業協同組合に委託するほか、水田の畔等の草刈り作業等についてはシルバー人材センター等への委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等獣害の発生がこれ以上増加しないよう電気柵の設置を推進していくとともに、目撃情報や被害状況等について地域内での情報共有を行えるような体制を構築していく。
- ②環境保全型農業を推進し、化学肥料及び農薬の使用低減を図るとともに、有機質資源の地域内循環を促進することで、地域農業生産基盤の持続的確保と地域ブランド力の向上を目指す。
- ③農作業効率の上昇を図るためスマート農業の導入について検討する。
- ⑧地域農業生産基盤として農業用施設の導入・維持管理を促進することで、経営体の参入と安定化を促進する。
- ⑨地域内において耕種農家と畜産農家が連携し、家畜糞尿を堆肥化して農地に還元することにより、資源循環型農業を推進する。